

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立デザイン教育研究所コンピュータ機器一式長期借入（再リース2回目）

2 契約相手方

三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

3 随意契約理由

当該機器は、デザイン教育研究所における情報リテラシー能力及びコンピュータを活用したデザインのための技能の育成を目的に、平成29年度教専第557号「デザイン教育研究所コンピュータ機器一式長期借入」として三菱HCキャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店と契約を締結し、平成29年12月1日から5年間整備され、令和4年11月30日で借入期間満了を迎えたが、コロナウィルス感染症関連で半導体の世界的な不足状況により物品の調達が困難であったこと、かつ現行機器については、継続して使用に耐えうることができたことから、令和5年11月30日まで1年間の再リースを実施した。

上記機器のうち、事業用パソコン等については、大契甲第7007号「令和5年度大阪市立デザイン教育研究所用コンピュータ機器一式 長期借入」として令和5年6月23日に契約締結し、令和5年12月1日より借入開始予定ではあるが、切削機、3Dプリンタ等については、発注時点で今後も引き続き必要な物品かどうかをデザイン教育研究所内で調整を行っていたため調達に含めていなかった。その後調整の結果、今後も授業を実施するために必要とすることで整理され、かつ現行機器については継続して使用に耐えうるができることから、次期調達までの間、令和5年12月1日から令和6年11月30日までを借入期間とし現行借入業者との特名随意契約によりリース延長を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当
(電話番号 06-6208-9182)

随意契約理由書

- 1 案件名称
デジタル製版用原紙 外1点（デュプロ用）（1～3月分単価契約）買入
- 2 契約の相手方
株式会社デュプロ
- 3 随意契約理由
 - （1）機種選定理由
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、幼児、児童、生徒、教職員及び保護者への配布用資料や児童生徒への問題用紙等を校園内で印刷するために必要な物品であり、日常的かつ頻繁に使用する物品です。
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、製品指定せず入札等により契約しています。
消耗品であるデジタル製版用原紙や印刷インクについては、純正品を使用しないで故障した場合、修理の迅速対応が望めず、校園の業務に支障をきたす可能性があるため、同一メーカーの製品を指定しています。
 - （2）業者選定理由
デュプロ用のデジタル製版用原紙や印刷インクについては、株式会社デュプロ以外から購入することができず、発売元である株式会社デュプロから提出されている、「唯一の販売代理店であるとする証明書」に基づき、デュプロ株式会社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム用サーバ機器等一式 長期借入（再々リース）

2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社 関西支店

3 随意契約理由

当該機器は、平成30年度に大阪市教育委員会事務局（学校園）で校務支援システム（S K I P ポータル含む）利用のために長期借入したサーバ機器等一式であり、令和4年12月末をもって当初の契約期間の満了を迎えた。

校務支援システムについては、この間令和2年12月に国から情報システムの標準化、クラウドサービスの活用を前提としたシステム全体の最適化を検討していく方向性が示され、校務のデジタル化実証事業を見据えて、令和5年度は機種更新及びクラウド化について検討を行うため、現行の校務支援システムを維持する必要性が生じた。そのため、令和5年1月から令和5年12月31日の期間の再リース契約を行い、契約期間の満了を迎える。

令和6年度は機種更新を実施するため、令和6年12月の機種更新完了までの間は、引き続き当該機器等一式を令和6年1月1日から継続して借り入れる必要がある。現行機器は令和6年12月31日まで使用状況に耐えうること、及び現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから現行機器の借入業者のNECキャピタルソリューション株式会社と再々リース契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

次世代学校支援システム用サーバ機器等一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

3 随意契約理由

当該機器は、令和2年度に大阪市教育委員会事務局（学校園）で次世代学校支援システム（ダッシュボード、スクールライフノート含む）利用のために長期借入したサーバ機器等一式であり、令和5年12月末をもって当初の契約期間の満了を迎える。

次世代学校システムとデータ抽出やデータ活用に向けたデータベース上の密な連携を行う校務支援システムについては、この間令和2年12月に国から情報システムの標準化、クラウドサービスの活用を前提としたシステム全体の最適化を検討していく方向性が示されたことを受け、令和5年度は機種更新及びクラウド化についての検討を行い、令和6年度には機種更新を行うため、現行の校務支援システムを維持する必要性が生じた。

そのため、次世代学校支援システムにおいても令和6年12月まで借り入れる必要があり、現行機器は令和6年12月31日まで使用状況に耐えうること、及び現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから現行機器の借入業者の三菱HCキャピタル株式会社と再リース契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立図書館情報ネットワークシステム事業用ファイアウォール機器長期借入
(再リース)

2 契約の相手方

F L C S 株式会社関西支店

3 随意契約理由

本案件は、図書館情報ネットワーク利用環境で使用するファイアウォール機器のハードウェア等の借入及び機器保守に関し、平成 30 年度大契甲第 7009 号「大阪市立図書館情報ネットワークシステム事業用ファイアウォール機器及び音声応答装置長期借入」として、平成 31 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで長期借入契約を行っていた。

次期図書館情報ネットワークシステムは、令和 7 年 1 月より SaaS 環境にて運用することが決定しており、現段階で新たにファイアウォール機器の調達を行う場合は 1 年間しか運用できないことと、新機器の導入に比べ経費の抑制を図ることができることができ、現時点で機器について動作上の大きな不具合等はなく、令和 6 年 12 月末までの使用継続が可能とリース会社が判断していることから、令和 6 年 12 月 31 日まで現行借入業者との特名随意契約によりリース延長を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当 (電話番号 06-6539-3325)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度階段昇降車ステアシップ買入

2 契約の相手方

アビリティーズ・ケアネット株式会社

3 随意契約理由

重度の肢体不自由があり、車いす・バギーを使用している児童・生徒においては階段の使用ができず、通常学級、特別支援学級、特別教室等への移動について、エレベーターのない校舎での移動手段を確保する必要がある。

移動手段を確保するために対象児童生徒の身体状況及び校内の階段の構造を精査したところ、当該製品を使用することで学校生活を円滑に送ることができる。

本機器の購入については製造業者（株式会社サンワ）の本市における販売・総代理店であるアビリティーズ・ケアネット株式会社に限られるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9181）